

第 8 期第 3 回立川市生涯学習推進審議会 会議録

開催日時 平成 28 年 10 月 13 日（木曜日） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分

開催場所 立川市女性総合センター（アイム）5 階第 2 学習室

出席者 [委 員] 朝岡 幸彦 会長 佐藤 良子 副会長

榎本 弘行 委員 倉持 伸江 委員

眞壁 繁樹 委員 梅田 茂之 委員

枝村 珠衣 委員 竹内 英子 委員

楢崎 茂彌 委員 難波 敦子 委員

萩本 悦久 委員 宮本 直樹 委員

[事務局] 浅見 孝男 生涯学習推進センター長

諸井 陽子 管理係長 鳥野 純一 管理係員（記）

- 配付資料
1. 第 8 期第 2 回立川市生涯学習推進審議会 会議録
 2. 行事等の報告及び今後の予定について
 3. 平成 28 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第二ブロック研修会資料（案）
 4. 趣意書及び寄附ご協力のお願ひ（（一社）全国社会教育委員連合資料）
 5. 平成 28 年度 立川第 5 次生涯学習推進計画「具体化の取組」進捗評価表

会議内容

1. 開会

2. 生涯学習推進審議会会長挨拶

（会 長）立川市教育委員会と立川市総合教育会議において、「これからの社会教育のあり方について」というテーマで、学校教育と社会教育を一体的に進めることについて講演・提案を行いました。ご報告いたします。

3. 生涯学習推進センター長挨拶

4. 第 8 期第 2 回立川市生涯学習推進審議会 会議録について

（事務局・管理係長）各委員による事前確認では、修正はありませんでした。

（委員 A）東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「都市社連協」という。）第二ブロック研修会について、ボイスレコーダーで録音するという旨の記述がありますが、録音するのですか。

（事務局・管理係長）ワールドカフェの特性上、ボイスレコーダーによる記録は難しいため、写真やビデオでの記録に代えたいと思います。

（会 長）では、該当部分を修正した上で承認してよろしいですか。（異議なし）

5. 報告事項

(1) 行事等の報告及び今後の予定について

(事務局・管理係長) 資料 2 をご覧ください。

都市社連協ブロック研修会については、本市が所属する第二ブロック以外の研修会にも参加できます。事務局にお問い合わせください。なお、第四・第五ブロック研修会に、立川市生涯学習推進審議会（以下「生涯審」という。）会長が都市社連協副会長として出席されます。

都市社連協交流大会・社会教育委員研修会について、後日出席希望を募ります。なお、生涯審会長は都市社連協副会長及び第二ブロック幹事として出席されます。

参考に、平成 28 年度と 29 年度の年間スケジュールを添付しております。

6. 協議事項

(1) 都市社連協第二ブロック研修会について

(事務局・管理係長) 資料 3 をご覧ください。受付を委員 2 名にお願いし、了承を得ています。ワールドカフェの運営について、脚の無い段ボール製の円卓を使用します。グループメンバーの膝が円卓の脚代わりになります。顔が近くなり、コミュニケーションが発生しやすい仕掛けになっています。ディスカッション後の振り返りは、各参加者に「学びを増やすために、まちへ戻ってからこれをやります」ということを書いてもらう、という提案が講師からありました。

(会 長) 講師はワールドカフェの専門の方なので、基本的にお任せすべきと思いますがいかがですか。(異議なし)

(委員 B) 会場内に、たちかわ市民交流大学の PR ポスターを掲示したいのですが。

(事務局・管理係長) 関係者と協議中ですので、少しお待ちください。

(副会長) 立川市委員の集合時間を教えてください。

(事務局・管理係員) 午後 1 時に、講師を含めて全体ミーティングを予定しています。

(2) 全国社会教育委員連合からの寄附募集について

(事務局・管理係長) 資料 4 をご覧ください。(一社) 全国社会教育委員連合（以下「社教連」という。）からの、全国の社会教育委員に対する寄附募集について、立川市生涯審でもその対応について協議を行ってきましたが、ここで社教連から振込用紙等が届きました。立川市生涯審としての対応をご協議願います。

(会 長) 寄附は任意であり、委員個人に対する依頼ですので、それぞれが判断すればよいと思いますが、いかがでしょうか。(異議なし)

(会 長) では、個人対応をお願いします。

(委員 B) 寄附募集は今回限りでしょうか。

(会 長) またあるかもしれませんが、その都度社教連にて協議が必要かと思えます。

(3) 生涯学習施策の進捗評価について

(事務局・管理係長) 資料 5 をご覧ください。本日は立川市第 5 次生涯学習推進計画（以

下「推進計画」という。)における施策目標Ⅰ「いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備」に属する各「具体化の取組」についてご協議願います。

(3)-1 I-1-①「多様な運営主体による事業の開催」について

(会 長) 本日の議論の内容を事務局と私でまとめ、次回会議で皆様に提示します。まず「I-1-①多様な運営主体による事業の開催」についてお願いします。

(委員C) 「成果」について、市民企画講座は前年比7講座減ですが人数は213人増えています。講座が減ったのに人数が増えたのはなぜですか。

(事務局・センター長) 複数回実施する連続講座は1件とカウントしますが、日数が多いため参加者が多くなります。講座の内容と期間によって変わってきますので、講座数と人数は相関しません。また、講座数や人数が多ければ多いほどよいとは一概には言えません。

(委員B) (延べ) 講座回数という指標があると分かりやすいかもしれません。

(委員D) 「多様な運営主体による事業の開催」があるかどうかを測るためには、団体の種類も判断基準の一つになるのではないかと考えました。団体企画講座の企画団体は新しい団体が入ってきているのか、行政企画講座の企画部署数はどれくらいか、などの指標があるとよいと思います。

(事務局・センター長) 行政企画講座が増えている理由の一つに「指定管理者制度の導入」があります。施設の指定管理者が企画した講座は行政企画講座としてカウントします。

団体企画講座は、従来は一団体につき一講座までの制限を設けていましたが、緩和しました。市民リーダーの講座のうち、公募型講座に占める新規と経験者の割合はおおよそ半々です。委員Dのご意見は今後の検討課題といたします。

(委員E) 指定管理者にしたことで、業者が実績づくりのために講座を実施するようになった側面があると思います。行政企画講座の増加が指定管理者講座によるものだとするならば、あまり歓迎できないように思うのですが。

(事務局・センター長) 数は増えていますが、体育館や図書館で実施されている講座が多いです。指定管理者制度の一つの目的が、民間活力の導入ですので、行政だけではやりきれない部分について、指定管理者のノウハウを活用してどんどんやってもらっています。そのため、マイナスだけではないと考えています。

(委員E) 学習館は行政直営を守ってもらえればと思います。

(会 長) 事務局が考える課題として、会場(学習館)には限りがあるため、講座を増やすほど市民が会場を借りられなくなるというジレンマがあるとのこと。また今後の方向性として、子どもの貧困問題や平和事業を重点取組事業とする、とあります。この2点についてご意見等がありますか。

(委員B) 市民企画講座は、企画段階で会場が偏ることがあります。分散するよう調整しています。

(事務局・センター長) 行政企画講座は会場を先行予約するため、他の団体等の定例活動を制限してしまうこともあります。学習館の最近の傾向としては、昼は予約が多いですが夜は比較的空いています。

- (委員 B) 講座企画時の事務局による調整もあり、他の団体等の活動をそれほど圧迫しているわけではないと思っています。
- (委員 G) 市民等の活動が盛んになっているから場所取りの競争が激しくなっていると考えられるわけですから、(上記の課題は)嬉しい悲鳴だと思います。それならば、学習館や学習等供用施設以外の新たな場所を開拓していければよいと思います。例えば学校の空き教室。松中小学校では、多世代交流等の目的で、授業時間中に空き教室を開放し、地域の方々がそこで活動しています。また社会福祉法人においては、地域公益活動のために、所有する施設の一角を地域に開放したいと考える団体が増えているようです。さらに、サービス付き高齢者向け住宅は集会室を持っていることが多く、管理者は居住者に地域交流の機会を提供したいと考えているようです。
- (委員 E) 使用希望の殺到は、柴崎学習館が顕著です。旧中央公民館だったこと、改修により部屋数が減ったこと等が要因として考えられます。第一小学校との複合施設ですが、一小に空き教室はあまりないようです。学校が休みの日だけでも(空き教室を生涯学習用途で)使えるようになるるとよいのですが、難しそうです。
- (副会長) 空き教室を快く貸し出してくれる学校もあります。自治会の集会室を地域に開放することもあります。費用負担の問題が生じる場合もあります。活動場所がない団体に対して提案できる引き出しを多く持っているとうよいと思います。
- (委員 F) (団体によっては)一般申込の前に抽選申込ができますが、倍率が高いようではなかなか希望通りにはいきません。各団体の定例活動については優先使用できるようにすると(公平性の問題はありますが)団体としては助かると思います。
- (副会長) 学習等供用施設の場合は、(学習館とは違った基準で)先行予約ができる場合があります。希望が重なった場合は話し合い等で解決することが多いです。また他施設を提案することもあります。トラブルが起こらないよう配慮しています。
- (委員 F) 学習館(の抽選予約)の場合は施設予約システムによる機械抽選のため、申込みの機会が広がるメリットがある一方で、学習等供用施設のような柔軟な調整がしづらいという側面があります。
- (委員 E) 抽選方法にデメリットがあることは分かっていますが、活動内容を審査して施設使用者を決定するのも公平性に欠けます。
- (会 長) その通りですが、柔軟な調整ができる余地がないとはいえません。検討に値するのではないのでしょうか。生涯審が意見を出すことで、市に検討の機会を与えることはできます。
- (委員 E) 公平性が維持できるのであれば問題ありません。
- (会 長) これまでの議論の結果、施設の制約があるから講座を減らすべきだという意見はありませんでした。これを前提として、課題に対する方向性として、大きく分けて2つの意見があったと思います。
- 1 つ目は、社会教育施設以外の施設の開拓及び仕組みづくりが必要だという意見です。例えばリスト化し、活動場所に困る団体等に提案できるようにする等が考えられます。ただ、これは生涯学習推進センターが市の他部署と連携する必要があります。

2 つ目は、機械的な抽選方式の是非についてです。抽選以外の方法も考え、柔軟に対応できるようにすべきというような意見だったと思います。

議論の内容を踏まえて、事務局と協議の上、次回会議にて評価者としてのコメント案を提示します。

(3)-2 I-1-②「学びたい人が学べる機会の提供」について

(委員 B) 障害者の学習参加について、市民企画講座への障害者の参加はゼロに等しい状況です。受講支援体制は作っているつもりですが、今後も努力したいです。障害者団体へのヒアリング等も検討する必要があると思います。

(副会長) 障害者へのアンケート調査を行ったところ、介助があると行事等に参加しやすいという意見がありました。講座内容等も含めて、障害者が何を求めているかを、先入観で判断せずに、自ら行動し把握することが大事だと思います。

(委員 B) たちかわ市民交流大学市民推進委員では、介助する側の研修を受けたことがありません。今後検討したいと思います。

(委員 G) 障害者差別解消法が施行されたので、キャンペーン等を行うにはよい時期だと思います。立川市では障害者団体等とともに「障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会」を設けています。学習会等も開催していますが、参加者は関係者が多くなる傾向です。きらり・たちかわ等で周知できれば、市民と委員会の双方にとってよいかもかもしれません。

(委員 C) 学びの意欲が低い市民も多いようです。そのような市民への呼びかけはどのようにして行っているのでしょうか。

(委員 B) 各講座のターゲットに対して積極的に働きかけることが有効だと思います。また、まちにいる普通の人を講師に立てることで、その近所や周辺から集客するという方法もあります。

(副会長) 講座時の保育の確保も重要だと思います。地域の中心となるリーダーの存在も必要だと思います。

(委員 F) 出前講座の周知をより積極的に行うべきだと思います。

(委員 H) 生涯学習市民リーダーについて、登録と紹介（マッチング）だけではなく、養成やフォローアップも考えていくべきだと思います。

(会 長) 進捗評価表に書かれている課題は抽象的・一般的な書き方となっており、問題の本質が見えていないことが伺えます。この「具体化の取組」は、「学びたい人が」ではなく「すべての人が」であるべきかもしれません。社会教育・生涯学習は、すべての人が学びたいという前提に立っているはずです。この前提のもとで、学びたいときに学べる環境を保証することが必要です。議論の結果、現状は保証できるまでに至っていないということが明らかになりました。

また、学びたい人へのアクセスの方法を考えるべきだと思います。単に PR するだけでは意味がなく、対象を見据えた丁寧な呼びかけやフォローが必要です。他に、各講座・団体間の連携や市民リーダーの強化の意見も挙がりました。ご意見を踏まえてコメント案を作成します。

(3)-3 I-1-③「高等教育機関や民間との連携」について

(会 長) 立川市教育委員会は東京学芸大学と連携協定を締結しましたが、何を指しているのですか。

(事務局・センター長) 当初は社会教育分野での連携を目指していましたが、学校教育を含めた教育行政全般における連携協力体制を築くことを目標としました。大学にとっては学生の実習の場として活用でき、教育委員会としては高等教育機関の視点を取り入れた行政運営が可能となります。

(会 長) これからの自治体は高等教育機関との連携をすすめることが求められています。自治体と大学の連携協定は1,200以上あり、約800の自治体が締結しています。毎年200程度ずつ増えているようです。今後は大学と自治体がお互いに政策作りで直接コミットできるような方向性を模索すべきだと思います。

(委員A) 高松学習館では「子ども科学あそび隊」講座において、東京学芸大学と連携しています。若い世代はメディアの多様化に伴い興味も多様化しています。若い世代の利用拡大には、それらの活用も有効だと思います。

(会 長) 研究室単位で地域と結びついている例があります。政策として自治体と大学が連携することとは別に、地域ごとに大学が入りやすい状況を作って、そこから積み上げていくのもよいと思います。

民間企業との連携については、地域の産業振興に貢献するような地場産業との連携を模索すべきだと思います。

(委員E) 「高等教育機関」と「民間」は並列できるのでしょうか。

(事務局・センター長) 次期計画策定の際に検討します。

(3)-4 その他

(会 長) 時間となりましたので、本日議論できなかった部分は次回第4回に回したいと思います。

(事務局・管理係員) 時間的に厳しいので、皆様からご意見をご提出いただき、会長と相談の上で事務局案を作成し、次回皆様にご提示するという方法はいかがでしょうか。

(会 長) 第4回は議論を行うこととし、終わらなければ第5回までにそのような方法を採用しましょう。ただ、意見はこのあと事務局に提出してください。次回はそれらを共有した上で議論を行います。

来年度は会議の回数を増やした方がよいかもしれません。事務局は検討をお願いします。